

いつでも仲間がいる「放課後の新しい居場所」をはじめます

放課後キッズプレイス

令和7年
7月14日
試行開始

令和7年7月14日(月)より、留守家庭児童育成クラブの待機児童課題に対する解決策の一つとして、「久代小学校」「桜が丘小学校」の2校で、放課後児童居場所づくり事業を試行実施します。管理は、教育委員会事務局（入園所相談課）が行い、運営は、市が委託した事業者「特定非営利活動法人 三楽」が行います。

なお、業務委託を行う場合も、責任者は市であり、適切な運営が行われるよう管理体制を整えます。

放課後キッズプレイスとは

由来: プレイス=場所 プレイ=遊び × スタディ=学習

放課後キッズプレイスは、放課後の教室や運動場などを使用し、小学生の新たな居場所を提供する事業です。

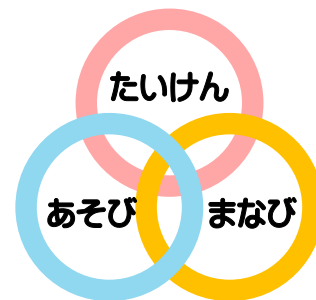
留守家庭児童育成クラブと同様、放課後や長期休業期間中などの居場所をこどもたちに提供します。

こどもたちが休み時間のように、学習や遊びなど自由に時間を過ごすことを前提としており、スタッフはこどもの主体的な取り組みを見守り、サポートします。

一方で、「留守家庭児童育成クラブ」のような遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る場とは異なります。

また、こども全員で一斉に宿題に取り組むなどの活動スケジュールはなく、留守家庭児童育成クラブで実施している延長育成もありません。

こどもたちの3つの活動をサポート



- ① あそび 自由な発想であそぶ
- ② まなび 宿題や読書を主体的に取り組む
- ③ たいけん 工作や外部講習などの、体験プログラム(年数回)

放課後キッズプレイス・留守家庭児童育成クラブの違い

	放課後キッズプレイス	留守家庭児童育成クラブ
管理	教育委員会(入園所相談課)	教育委員会(入園所相談課)、民間事業者
運営	民間事業者「特定非営利活動法人 三楽」	
場所	学校	学校、民間施設
内容	児童自身が過ごし方を主体的に決めて、遊びや読書、宿題など自由な時間を過ごすことができる「放課後の居場所」を提供する	保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る
対象者	実施学校に在籍する児童及び実施学校区内に住所を有する児童	保護者が就労等により、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上、かつ、午後3時以降まで勤務し、昼間家庭において適切な保育を継続的に受けることができない児童
時間	月～金曜日 17時まで(延長なし) 土曜日なし 行事や授業で、教室などが使用できない場合は実施しません	月～金曜日 最大19時まで(別途延長育成料が必要) 土曜日あり
その他	出欠自由。帰宅時間は児童自身が判断 帰宅時の付き添いはありません 特別な支援や配慮が必要な児童も申し込みできますが、専属スタッフを配置する予定はありませんので、利用の際は、事前にご相談ください。	出欠や下校時間の管理あり 特別な支援が必要な児童に対する加配等あり

実施概要

実施学校

川西市立 久代小学校 ・ 桜が丘小学校
(令和7年度 モデル実施校)

対象児童

実施学校に在籍する児童及び実施学校区内に住所を有する児童

※「留守家庭児童育成クラブ」との重複登録はできません。

定 員

各校 50 名程度
(申込み多数となった場合は、選考を行います)

実施場所

主に教室、運動場、体育館等

実施日時（月～金曜日）

【授業のある日(平日)】

各学年の下校時刻～午後5時※

【授業のない日(平日)】

創立記念日、学校行事等の代休日、
春・夏・冬季休業期間中

午前8時～午後5時※

※11月～1月(冬季休業終了まで)の間で日没が早い時期の帰宅については、午後4時30分での帰宅または午後5時までのお迎え(保護者または保護者の代理人(18歳以上))

実施しない日

土曜日、日曜日、国民の祝日

8月11日から17日まで

年末年始(12月29日～1月3日)

気象警報発令時、災害時等

行事や授業で、学校施設が利用できない日

その他市長が必要と認める日

スタッフについて

実施時間中は見守りを行うスタッフ(3人)が常駐し、子どもたちを見守ります。

費 用

傷害等保険料として年間800円

令和8年度以降については、令和7年度試行実施結果に基づき、利用料の検討を行います。

令和7年7月14日から利用の申込み期間

令和7年6月16日(月)～6月30日(月)

申込方法

利用方法など
詳細を確認

詳細は下記の
2次元コードから確認してください。

申請書類を提出
(オンライン
持参・郵送)

提出期限内に、必要書類を提出
してください。
(オンライン申請または下記問い合
わせ先に持参または郵送)

決定通知

ご利用が決定した方には、ご利用案内、保険料納付書、参加カードを郵送します。

納付書で
傷害等保険料
800円
お支払い

利用開始



事業全般に関する問い合わせ・ご相談

〒666-8501 川西市中央町 12-1 市役所3階

川西市教育委員会事務局

教育推進部 入園所相談課

072-740-1215(直通)

(月～金曜日 9:00～17:00)

詳細・申請は
こちらから

